

運行管理者試験問題（貨物）

（試験時間は 90 分）

平成 29 年度 第 1 回（H29 8/27 実施分）

問 1 から問 30 までについて、それぞれの設問の指示に従って解答してください。
（答えを一つだけ選ぶもの、複数選ぶもの、枠の中から選ぶもの等があります。）

I. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。
2. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
3. 貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
4. 貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

問 2 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法の規定より公表すべきとされている輸送の安全に係る事項として誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
3. 選任されている運行管理者の数
4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

問 3 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存すること。
 - 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - 二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 点呼の日時
 - 四 点呼の方法
 - 五 その他必要な事項
2. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に確保し、管理すること。
3. 法令の規定により、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前 3 年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。）を受診したことがない者に対して、当該診断を受診さ

せること。

4. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。以下同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び **A** を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために **B** をしなければならない。
- 一 酒気帯びの有無
 - 二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認
2. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び **C** 並びに他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による **D** について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

A	1. 指導	2. 確認
B	1. 必要な指示	2. 適切な助言
C	1. 運行の状況	2. 貨物の積載状況
D	1. 通告	2. 乗務する運転者の健康状態

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき国土交通大臣への報告を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者がハンドル操作を誤り、当該自動車が車道と歩道の区別がない道路を逸脱し、当該道路との落差が0.3メートルの畑に転落した。
2. 事業用自動車の運転者がハンドル操作を誤り、当該自動車が道路の側壁に衝突した。その衝撃により積載されていた消防法第2条第7項に規定する危険物である灯油の一部が道路に漏えいした。
3. 事業用自動車を含む10台の自動車が衝突し、この事故で5名が負傷した。
4. 事業用自動車が右折の際、原動機付自転車と接触し、当該原動機付自転車が転倒した。この事故で、原動機付自転車の運転者に通院により30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。

問6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行等の記録に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に運転者を乗務させた場合にあっては、当該乗務を行った運転者ごとに貨物の積載状況を「乗務等の記録」に記録させなければならない。
2. 事業者が、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める「事故の記録」として記録しなければならない事故とは、死者又は負傷者を生じさせたものと定められており、物損事故については、当該記録をしなければならないものに該当しない。
3. 事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程(運行管理規程)を定めなければならない。

4. 事業者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。)で行うことができない乗務を含む運行ごとに、所定の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

問7 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示等に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導を行うこと。
2. 事業者は、初任運転者等に対し、特別な指導を実施した場合は、法令に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付すること。
3. 事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合又は外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務を開始した後1ヵ月以内に実施すること。
4. 事業者は、軽傷者(法令で定める傷害を受けた者)を生じた交通事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こした運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させること。

問8 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令に規定する輸送の安全の確保等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
2. 事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務日数及び乗務距離を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
3. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する事業者は、それらの業務を統括する運行管理者(統括運行管理者)を選任することができる。
4. 事業者は、死者又は重傷者(法令で定める傷害を受けた者)を生じた事故を引き起こした場合には、これに係る営業所に属する運行管理者(統括運行管理者が選任されている場合にあっては、統括運行管理者及び当該事故について相当の責任を有する者として運輸支局長等が指定した運行管理者)に、事故があった日(運輸支局長等の指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日)から、1年(やむを得ない理由がある場合にあっては、1年6ヵ月)以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。

II. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日(使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日)から15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。
2. 臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
4. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
2. 国土交通大臣は、継続検査の結果、自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車の自動車検査証を使用者に返付しないものとする。
3. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
4. 何人も、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

問11 自動車の点検整備等に関する次のア、イ、ウ、エの文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ア 自動車の は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。
- イ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
- ウ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、 ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
- エ 自動車運送事業の用に供する自動車の日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、自動車の使用者より与えられた権限に基づき、 が行わなければならない。

- | | | |
|---|-----------|----------|
| A | 1. 所有者 | 2. 使用者 |
| B | 1. 必要に応じて | 2. 1日1回 |
| C | 1. 3ヵ月 | 2. 6ヵ月 |
| D | 1. 運行管理者 | 2. 整備管理者 |

問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車（法令に規定する自動車を除く。）の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、両側面及び後面には、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の前方（被牽引自動車の前方に限る。）、側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合する再帰反射材を備えることができる。
2. 自動車（法令に規定する自動車を除く。）の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。
3. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12メートル、幅2.6メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。
4. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間200メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。

Ⅲ. 道路交通法関係

問 13 車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。
2. 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により法令に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。
3. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）は、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。
4. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。）は、後方から路線バス等が接近してきた場合であっても、その路線バス等の正常な運行に支障を及ぼさない限り、当該車両通行帯を通行することができる。

問 14 追越し等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

2. 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分においても、前方を進行している原動機付自転車は追いつくことができる。
3. 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。
4. 車両は、道路のまがりかど付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂の道路の部分においては、前方が見とおせる場合を除き、他の車両（軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

問 15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、し、道路におけるする等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びにを報告しなければならない。

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| A | 1. 事故状況を確認 | 2. 負傷者を救護 |
| B | 1. 危険を防止 | 2. 安全な駐車位置を確保 |
| C | 1. 死傷者の数 | 2. 事故車両の数 |
| D | 1. 当該交通事故について講じた措置 | 2. 同乗者の数 |

問 16 停車及び駐車等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によって区画された部分に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入ってはならない。
4. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分においては、駐車してはならない。

問 17 車両等の運転者の遵守事項等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。
2. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず道路管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるまでは、転落し、又は飛散した物を除去してはならない。
3. 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行しなければならない。
4. 監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、その側方を離れて走行するよう努めなければならない。

IV. 労働基準法関係

問 18 労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしないように努めなければならない。
2. 「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。
3. 「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
4. 「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

問 19 労働基準法に定める賃金及び休日等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 賃金は、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金を除き、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われなければならない。
2. 出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間にかかわらず一定額の賃金の保障をしなければならない。
3. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上の日を休ませる使用者については適用しない。
4. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者であって、の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。以下同じ。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等のを図ることを目的とする。
2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者のさせてはならないことにより、その向上に努めなければならない。
3. 使用者は、その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

- | | | |
|---|-------------|-------------|
| A | 1. 二輪以上の自動車 | 2. 四輪以上の自動車 |
| B | 1. 労働条件の向上 | 2. 労働契約の遵守 |
| C | 1. 生活環境を悪化 | 2. 労働条件を低下 |
| D | 1. 季節的繁忙 | 2. 運転者不足 |

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」(以下「特例基準」という。)に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、隔日勤務には就いていない場合とする。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は4週間について3回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。
2. 労使当事者は、時間外労働協定においてトラック運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は2週間及び1ヵ月以上3ヵ月以内の一定期間とするものとする。
3. トラック運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、フェリー乗船時間(乗船時刻から下船時刻まで)については、原則として、休息期間として取り扱うものとし、この休息期間とされた時間を改善基準第4条の規定及び特例基準により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。
4. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者(1人乗務の場合)に勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数(2分の1)を限度に休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)において1回当たり継続4時間以上、合計8時間以上でなければならないものとする。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものである。次の1~4の休憩時間の組合せの中で、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合し、かつ、当該運行の乗務開始から乗務終了までの拘束時間が最少となるものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、当該運行は1人乗務とし、翌日は休日とする。

乗務開始

乗務終了

運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転
1時間	15分	1時間	A	2時間	B	2時間	1時間	1時間 20分	C	1時間 20分	D	1時間 30分

1. A : 10分 B : 10分 C : 15分 D : 10分
2. A : 15分 B : 15分 C : 20分 D : 10分
3. A : 15分 B : 10分 C : 15分 D : 15分
4. A : 10分 B : 15分 C : 15分 D : 10分

問 23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間に照らし、次の1～4の中から違反している事項を1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1人乗務とし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の1ヵ月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。

第1週		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	週の合計時間
	各日の運転時間	7	8	7	6	9	7	休日	44
	各日の拘束時間	10	13	12	10	13	13		71

第2週		8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	週の合計時間
	各日の運転時間	5	6	9	10	9	5	休日	44
	各日の拘束時間	9	10	13	13	14	8		67

第3週		15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	週の合計時間
	各日の運転時間	6	8	10	8	7	6	休日	45
	各日の拘束時間	12	11	15	12	10	11		71

第4週		22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	週の合計時間
	各日の運転時間	6	7	5	8	9	8	休日	43
	各日の拘束時間	9	10	8	15	16	14		72

第5週		29日	30日	31日	週の合計時間		1ヵ月(第1週～第5週)の合計時間	
	各日の運転時間	8	6	7	21			197
	各日の拘束時間	11	13	13	37			318

(注1) 2週間の起算日は1日とする。

(注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

- 1日についての拘束時間15時間を超える1週間の回数
- 1ヵ月の拘束時間
- 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間
- 2週間を平均した1週間当たりの運転時間

V. 実務上の知識

問 24 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. A営業所(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所でない営業所)では運行管理者が、運転者に対する乗務前点呼はアルコール検知器を使用し対面により行っており、帰庫後の運転者への乗務後点呼は、運行管理者が営業所に不在の場合には電話で実施している。
2. 事業用自動車の運転者が運行中に道路のガードレールに接触するという物損事故を起こしたため、警察官の事故処理に立ち会った後に所属する営業所に帰庫した。乗務後の点呼において、運転者から当該事故の報告を受けたが、物損事故であることから、点呼記録表に記録しなかった。
3. 複数日にわたる事業用トラックの運行で、2日目は乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務のため、携帯電話により中間点呼を実施し、その結果特に問題がなかったため、点呼記録表に記録しなかった。しかし乗務後の点呼についてはその結果を点呼記録表に記録した。
4. A営業所においては、運行管理者は昼間のみ勤務体制となっている。しかし、運行管理者が不在となる時間帯の点呼が当該営業所における点呼の総回数の6割を超えていないことから、その時間帯における点呼については、事業者が選任した複数の運行管理者の補助者に実施させている。

問 25 一般貨物自動車運送事業者が、事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 時速 36 キロメートルで走行中の自動車の運転者が、前車との追突の危険を認知しブレーキ操作を行い、ブレーキが効きはじめるまでに要する空走時間を 1 秒間とし、ブレーキが効きはじめてから停止するまでに走る制動距離を 8 メートルとすると、当該自動車の停止距離は 13 メートルとなることを指導している。
2. 危険ドラッグ等の薬物を使用して運転した場合には、重大な事故を引き起こす危険性が高まり、その結果取り返しのつかない被害を生じることあることから、運行管理者は、常日頃からこれらの薬物を使用しないよう、運転者等に対し強く指導している。
3. 大雨、大雪、土砂災害などの異常気象時の措置については、異常気象時等処理要領を作成し、運転者全員に周知させておくとともに運転者とも速やかに連絡が取れるよう緊急時における連絡体制を整えているので、事業用自動車の運行の中断、待避所の確保、徐行運転等の運転に関わることにについてはすべて運転者の判断に任せ、中断、退避したときに報告するよう指導している。
4. 実際の事故事例やヒヤリハット事例のドライブレコーダー映像を活用して、事故前にどのような危険が潜んでいるか、それを回避するにはどのような運転をすべきかなどを運転者に考えさせる等、実事例に基づいた危険予知訓練を実施している。

問 26 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める運転者台帳の記載事項の内容を概ね網羅していることから、これを当該台帳として使用し、索引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理をしている。
2. 運行管理者は、運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転者の日常の乗務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を 1 年間保存している。
3. 運行管理者は、事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた場合には、自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書等により、交通事故歴等を確認している。また、乗務前点呼において運転者に運転免許証の提示を求め、確認している。
4. 運行管理者は、運転者に法令に基づく運行指示書を携行させ、運行させている途中において、自然災害により運行経路の変更を余儀なくされた。このため、当該運行管理者は、営業所に保管する当該運行指示書の写しにその変更した内容を記載するとともに、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行ったが、携行させている運行指示書については帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管し、運行の安全確保を図った。

問 27 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して 5 年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果についても同様に保存している。
2. 運転者が運転中に安全運転の継続が困難となるような体調不良や異常を感じた場合、速やかに安全な場所に事業用自動車を停止させ、運行管理者に連絡し、指示を受けるよう指導している。また、その後の運行再開の可否については、体調の状況を運転者が自ら判断し決定するよう指導している。
3. 事業者は、深夜(夜 11 時出庫)を中心とした業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を 1 年に 1 回、必ず、定期的を受診させるようにしている。
4. 近年、脳卒中や心臓病などに起因した運転中の突然死による事故が増加傾向にあるが、これらの病気の要因が生活習慣に関係していることから生活習慣病と呼ばれている。この病気は、暴飲暴食

や運動不足などの習慣が積み重なって発病するので、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るよう運転者に対し呼びかけている。

問 28 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車のハンドルを左に切り旋回した場合、左側の後輪が左側の前輪の軌跡に対し内側を通ることとなり、この前後輪の軌跡の差を内輪差という。ホイールベースの長い大型車ほどこの内輪差が大きくなることから、運転者に対し、交差点での左折時には、内輪差による歩行者や自転車等との接触、巻き込み事故に注意するよう指導する必要がある。
2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、大型車の場合には運転者席が高いため、車間距離をつめてもあまり危険を感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。
3. 運転中の車外への脇見だけでなく、車内にある画像表示用装置を注視したり、スマートフォン等を使用することによって大幅に追突事故等の危険性が増加することについて、日頃から運転者に対して指導する必要がある。
4. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。

問 29 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

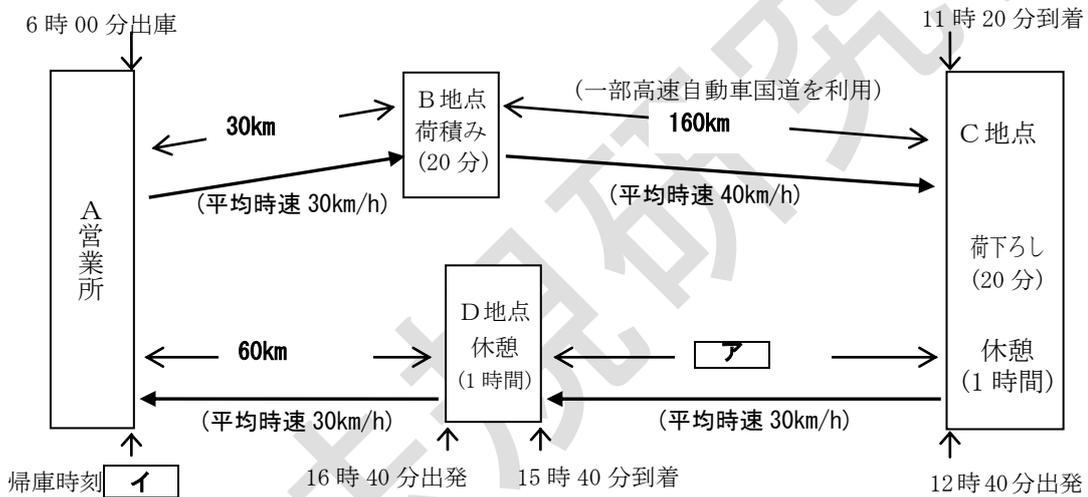
1. 適性診断は、運転者の運転行動、運転態度及び性格等を客観的に把握し、安全運転にとって、好ましい方向へ変化するよう動機づけすることにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
2. 平成 27 年中の事業用貨物自動車第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況を見ると、「出会い頭衝突」が最も多く、全体の約半分を占めており、続いて「追突」の順となっている。このため、運転者に対し、特に交差点における一時停止の確実な履行と安全確認の徹底を指導する必要がある。
3. 平成 27 年中の交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合は、全体の約 5 割である。このため、運転者に対し、高齢の歩行者などは身体的機能の低下により危険の発見、回避が遅れることなどを考慮して運転するよう指導する必要がある。
4. 衝突被害軽減ブレーキは、レーダー等で検知して前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に運転者にブレーキ操作を行うよう促し、さらに衝突する可能性が高くなると自動的にブレーキが作動し、衝突による被害を軽減させるためのものである。当該ブレーキが備えられている自動車に乗務する運転者に対しては、当該ブレーキの機能等を理解させる必要がある。

問 30 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、B地点で荷積みをし、C地点に 11 時半頃を目標に到着させるよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者として運転者に対し当該運送の指示をするため、次に示す「当日の運行計画を策定するための前提条件」に基づき運行計画を立てた。

この運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画を策定するための前提条件」に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【当日の運行計画を策定するための前提条件】

- A 営業所を 6 時に出庫し、30 キロメートル離れた B 地点まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- B 地点において 20 分間の荷積みを行う。
- B 地点から 160 キロメートル離れた C 地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速 40 キロメートルで走行して、C 地点に 11 時 20 分に到着する。
- C 地点において 20 分間の荷下ろし後、1 時間の休憩をとる。休憩後、A 営業所に帰庫するため、C 地点を 12 時 40 分に出発し、一般道路を利用し、D 地点まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- D 地点に 15 時 40 分に到着し、1 時間の休憩をとる。
- 帰庫のため D 地点から 60 キロメートル離れた A 営業所まで平均時速 30 キロメートルで走行する。



ア C 地点と D 地点の間の距離について、次の 1～3 の中から正しいものを 1 つ選び解答用紙にマークしなさい。

1. 60 キロメートル 2. 90 キロメートル 3. 130 キロメートル

イ 当該運転者が A 営業所に帰庫する時刻について、次の 1～3 の中から正しいものを 1 つ選び解答用紙にマークしなさい。

1. 17 時 40 分 2. 18 時 40 分 3. 20 時 00 分

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の 1～2 の中から正しいものを 1 つ選び解答用紙にマークしなさい。

1. 違反している 2. 違反していない

平成 29 年度第 1 回 運行管理者試験問題（貨物） 解答と解説

問題 番号	解答と解説
問 1	<p>正解 1</p> <p>1 × 事業法第 2 条第 1 項 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の 3 つを指し、貨物自動車利用運送事業は一般貨物自動車事業の一部で登録手続きで行われる。</p> <p>2 ○ 事業法第 2 条第 2 項</p> <p>3 ○ 事業法第 2 条第 4 項</p> <p>4 ○ 事業法第 2 条第 7 項</p>
問 2	<p>正解 3</p> <p>運輸安全マネジメントによる公表事項は、①輸送の安全に関する基本方針 ②輸送の安全に関する目標及びその達成状況 ③事故に関する統計及び行政処分後の改善状況等をインターネットで公表する であり、選任されている運行管理者の数については不要。</p>
問 3	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 安全規則第 7 条第 5 項 、第 20 条第 1 項第 8 号</p> <p>2 × 運行管理者の休憩・睡眠施設の管理業務は安全規則第 20 条第 1 項第 2 号によって定められているが、自動車車庫の確保に関しては事業者の業務と定められている。(安全規則第 6 条)</p> <p>3 ○ 安全規則第 20 条第 1 項第 14 の 2 号 適性診断を受診させることも運行管理者の業務</p> <p>4 × 補助者を選任するのは事業者の責務。運行管理者は補助者の指導及び監督を行う。</p>
問 4	<p>正解 A-2 B-1 C-1 D-1</p> <p>安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項</p>
問 5	<p>正解 2、3</p> <p>1 不要 0.5メートル以上の転落は報告義務。</p> <p>2 要 積載危険物の飛散、漏えいは報告義務。</p> <p>3 要 10 台以上の車両衝突は報告義務。この場合、5 名以上の重傷者でもあるので、24 時間以内に速報も行わなければならない。</p> <p>4 不要 通院だけでは報告事項とならない。1 日以上入院かつ 30 日以上通院傷害は報告事項となる。</p>
問 6	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の事業用自動車は乗務記録に「貨物の積載状況」を記録しなければならない。</p> <p>2 × 「事故の記録」には人身事故・物損事故問わず所定の事項を記入し、営業所において 3 年間保存しなければならない。</p> <p>3 ○ 安全規則第 21 条 事業者は「運行管理規程」を定める。</p> <p>4 ○ 必ず運行指示書を携行する。安全規則第 9 条の 3</p>
問 7	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 正しい。安全規則第 10 条(従業員に対する指導及び監督)第 3 項</p> <p>2 ○ 運転者台帳には必ず指導実施年月日を記載しなければならない。指導の具体的内容に関しては、台帳に記載又は記録書面の添付でも可。指導及び監督の指針 H24. 4. 13 国土交通省告示第 460 号 第 2 章</p> <p>3 × 事故惹起運転者に対する特別な指導は当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は乗務後 1 ヶ月以内。外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除く。</p> <p>4 ○ 事故惹起者とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者 ・軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者

問 8	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 過労防止のため交替運転者の確保 安全規則第 3 条第 7 項</p> <p>2 × 勤務日数及び乗務距離ではなく、勤務時間及び乗務時間を定める 安全規則 3 条第 4 項</p> <p>3 × 安全規則第 18 条（運行管理者の選任）第 2 項 誤：選任することができる → 正：選任しなければならない</p> <p>4 ○ 国土交通省告示第 455 号 第 5 条 事故等があった日（指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日）から 1 年（やむを得ない場合は 1 年 6 ヶ月）以内に特別講習を受講させる。</p>
問 9	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 車両法第 15 条第 1 項 所有者が 15 日以内に行う</p> <p>2 × 臨時運行許可証は有効期限 5 日 期間満了後 5 日以内に変更する。車両法第 34、35 条</p> <p>3 × 本拠地の変更は 15 日以内に所有者が行う。 車両法第 12 条（変更登録）</p> <p>4 ○ 車両法第 11 条第 5 項（自動車登録番号標の封印等）</p>
問 10	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 15 日以内、 車両法第 67 条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）</p> <p>2 ○ 車両法第 62 条第 2 項 継続検査（自動車検査証の有効期間満了後も継続して自動車を使用するときに受ける検査）の際には自動車検査証を提出する。保安基準に適合する場合は有効期間を記した検査証が返付されるが適合しない場合は返付されない。</p> <p>3 × 車両法第 66 条第 1 項 営業所ではなく自動車に備える</p> <p>4 ○ 車両法第 99 条の 2（不正改造等の禁止）</p>
問 11	<p>正解 A-2 B-2 C-1 D-2</p> <p>ア：車両法第 47 条 イ：車両法第 47 条の 2 第 1 項 ウ：車両法第 48 条第 1 項第 1 号 エ：日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、整備管理者が行う。</p>
問 12	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 保安基準第 38 条の 3 第 1 項、第 2 項（再帰反射材）</p> <p>2 ○ 車両法第 18 条の 2 第 3 項 突入防止装置</p> <p>3 × 保安基準第 2 条 幅に関しては、2.5メートルを超えてはならない。</p> <p>4 ○ 夜間 200m の距離より確認できるもの</p>
問 13	<p>正解 4</p> <p>1 ○ 道交法第 18 条（左側寄り通行等）</p> <p>2 ○ 道交法第 20 条第 2 項 指定された通行の区分に従うこと。</p> <p>3 ○ 道交法第 17 条第 5 項第 4 号 正しい。</p> <p>4 × 道交法第 20 条の 2 後方から路線バスが接近した場合、通行禁止であり速やかに外に出ること。</p>
問 14	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 道交法第 32 条（割り込み等の禁止）</p> <p>2 × 道交法第 30 条追い越し禁止 他の車両（軽車両を除く）を追い越してはならない。</p> <p>3 ○ 道交法第 26 条 必要な車間距離を守ること。</p> <p>4 × 道交法第 30 条 前方が見とおせる場合であるかないかに関わらず、この場合は追い越し禁止。</p>
問 15	<p>正解 A-2 B-1 C-1 D-1</p> <p>道交法第 72 条第 1 項 交通事故の場合の措置</p>
問 16	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道交法第 44 条第 2 号 交差点の側端・道路のまがりかどからは 5m 駐停車禁止</p> <p>2 × 道交法第 45 条第 1 項第 1 号 車庫等の出入り口から <u>3m</u></p> <p>3 ○ 道交法第 50 条第 2 項 停止するおそれがあるときは入ってはならない。</p> <p>4 ○ 道交法第 45 条第 1 項第 3 号 消防用機械器具等からは 5m</p>
問 17	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 道交法第 71 条 5 の 3 項</p> <p>2 × 道交法第 71 条飛散物の除去 速やかに除去しなければならない。</p> <p>3 ○ 道交法 71 条 徐行すべき地域</p> <p>4 × 道交法 71 条 2 号 幼児等交通弱者保護 一時停止し、又は徐行し歩行を妨げない。</p>

問 18	<p>正解 3、4</p> <p>1 × 労基法第 3 条 (均等待遇) 誤: しないように努めなければならない。⇒正: してはならない。</p> <p>2 × 労基法第 12 条 1 項 所定労働日数ではなく総日数で除する。</p> <p>3 ○ 労基法第 9 条 労働者の定義として正しい。</p> <p>4 ○ 労基法第 10 条 使用者の定義として正しい。</p>
問 19	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 労基法第 24 条 賃金の支払は毎月 1 回以上必要</p> <p>2 × 労基法第 27 条 誤: 労働時間に関わらず ⇒ 正: 労働時間に応じ 一定額の賃金の保障をする</p> <p>3 ○ 労基法第 35 条 (休日) 毎週 1 日以上の日、但し、労使協定などにより 4 週で 4 日のできる</p> <p>4 ○ 労基法第 36 条 労働者の過半数を代表する者との書面による協定</p>
問 20	<p>正解 A-2 B-1 C-2 D-1</p> <p>自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準 第 1 条</p>
問 21	<p>正解 2、3</p> <p>1 × 2 週につき 1 回は必ず休日をとること 4 週につき 4 日の休日とすること</p> <p>2 ○ 改善基準 4 条 4 項 当該一定期間は 2 週間及び 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内。</p> <p>3 ○ トラック運転者のフェリー乗船時間は原則休息期間として取り扱う。ただし減算後の休息期間は 2 人乗務の場合以外はフェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の <u>2 分の 1</u> を下回ってはならない。</p> <p>4 × 分割休息特例。1 日 1 回あたり連続 <u>4 時間</u>合計 <u>10 時間</u>以上 (全勤務の <u>2 分の 1</u>以内)</p>
問 22	<p>正解 3</p> <p>4 時間を超える連続運転禁止。<u>1 回 10 分以上合計 30 分の運転の中断</u>が必要。休憩だけでなく、荷下ろし、荷積みも運転の中断と考える。</p> <p>A に関して: 休憩 A まで 2 時間の運転に対し 15 分休憩しており休憩 A の直後が 2 時間の運転であることから 15 分以上の休憩が必要となるため、A は 15 分である。</p> <p>B に関して: 休憩 B の直後の 2 時間の運転後に休憩が 1 時間確保されていることから、休憩が 15 分でも 10 分でも連続運転にはならない。拘束時間を少なくするために、10 分を選択する。</p> <p>C、D に関して: 1 時間の休憩の後、運転 1 時間 20 分→1 時間 20 分→1 時間 30 分(合計 4 時間 10 分)となるため、C、D 合計で 30 分以上となるように考える。この場合 2 と 3 の選択肢が候補となるが、A、B が正しい選択肢の 3 ということになる。</p>
問 23	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 1 日についての拘束時間は 13 時間以内、最大 16 時間(15 時間超は週 2 回まで) 15 時間超は 26 日のみ。1 週間に 1 回なので違反とならない。</p> <p>2 ○ 1 ヶ月の拘束時間は 293 時間以内。労使協定により 1 年のうち 6 ヶ月以内で総時間 3516 時間内で 1 ヶ月 320 時間まで可能。 1 ヶ月の合計拘束時間は 318 時間であり、拘束時間を延長することができる月(320 時間以内)なので、違反とならない。</p> <p>3 × 2 日を平均し 1 日当たりの運転時間に関しては、9 時間以内でなければならない。特定日を中心にとちらもの平均が 9 時間を超える場合、違反となる。 11 日を特定日とすると (10 時間+9 時間)÷2=9.5 時間、(9 時間+10 時間)÷2=9.5 時間 特定日を中心にとちらもの平均が 9 時間を超えているので、違反している。</p> <p>4 ○ 2 週平均、1 週当たりの運転時間は 44 時間以内でなければならない。 2 週を平均し、1 週間当たりの運転時間に関して 1 日～14 日の運転時間計(44 時間+44 時間)÷2=44 時間 15 日～28 日の運転時間計(45 時間+43 時間)÷2=44 時間 となり、 44 時間なので、違反とならない。</p>

問 24	<p>正解 4</p> <p>1 × 乗務前点呼・乗務後点呼は原則対面で実施しなければならない。宿泊を伴う運行で遠隔地で乗務を開始・終了する場合は電話で実施する。</p> <p>2 × 物損事故であっても点呼記録表に記録すること。</p> <p>3 × 中間点呼の実施結果も、問題の有無にかかわらず点呼記録表に記録しなければならない。</p> <p>4 ○ 点呼は、運行管理規程に明記の上、総点呼数の $\frac{2}{3}$ 未満までは、補助者に行わせることができる。</p>
問 25	<p>正解 1-不適 2-適 3-不適 4-適</p> <p>1 不適 $36\text{km}=36,000\text{m}$ $36,000\text{m} \div (60\text{秒} \times 60\text{分}) = 10\text{m/秒}$ $10\text{m} + 8\text{m} = 18\text{m}$ 空走距離 制動距離 停止距離</p> <p>2 適 覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物の絶対禁止を指導する。</p> <p>3 不適 運行管理者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示、その他輸送の安全をするために必要な措置を講じなければならない。運転に関わることは、運行管理者が判断する。</p> <p>4 適 ドライブレコーダー映像を活用しての危険予知訓練も効果的である。</p>
問 26	<p>正解 1-不適 2-適 3-適 4-不適</p> <p>1 不適 運転者台帳には、健康状態や、特別指導の実施、適性診断の受診の状況を含む記載事項が定められており、履歴書では代用できない。</p> <p>2 適 安全規則第9条</p> <p>3 適 指導監督指針第2章5(1)告示1366号により運転記録証明書等を取り寄せる。</p> <p>4 不適 変更が生じたときはその場で変更を運転者に記入させ、帰庫後回収し原本とともに保存する。</p>
問 27	<p>正解 1-適 2-不適 3-不適 4-適</p> <p>1 適 労働安全衛生規則第51条 健康診断個人票は5年間の保存</p> <p>2 不適 運行の判断は、運転者自らが行うのではなく、運行管理者が判断する。運転者は体調の不良で運行の継続が難しい場合は必ず運行管理者に伝え、運行管理者は、交替運転手を手配するなど、安全に運行できる体制をつくる。</p> <p>3 不適 健康診断は、1年以内ごとに1回定期的に受ける、深夜業に従事する者に対しては、6ヶ月以内毎に1回受けることが義務付けられている。</p> <p>4 適 生活習慣病等について指導教育し、日常生活の改善を図る。</p>
問 28	<p>正解 1-適 2-適 3-適 4-不適</p> <p>1 適 内輪差による接触や巻き込み事故に注意する。</p> <p>2 適 同じ距離であっても、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じられる</p> <p>3 適 携帯電話の通話、画像装置の注視は停止中以外は厳禁である。</p> <p>4 不適 × 二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする。 → ○ 二輪車は速度が実際より遅く感じたり、距離が遠くに見えたりする。</p>
問 29	<p>正解 1-適 2-不適 3-適 4-適</p> <p>1 適 適性診断により運転者の個性を把握し安全運転の動機づけと安全意識向上させる。</p> <p>2 不適 H27年度の類型別発生状況で最も多いのは「追突」であり、運転者に対しては適正な車間距離の確保や前方不注意の危険性等を理解させるよう指導する。</p> <p>3 適 高齢ドライバーによる事故は年々増加している。</p> <p>4 適 総重量12t超のバス、22t以上のトラック及び13t以上のトラクタ ⇒ 2014年11月以後の新車、2017年9月以後の車両を装置義務化</p>
問 30	<p>正解 ア-2 イ-2 ウ-1</p> <p>ア C地点を12時40分に出発して、D地点に15時40分に到着したことから3時間かけて平均時速30kmで走行している。 距離=速度×時間なので $30\text{km/h} \times 3\text{時間} = 90\text{km}$ となる。</p> <p>イ D地点からA営業所まで60kmの距離を時速30kmということは、 時間=距離÷速度であることから $60\text{km} \div 30\text{km/h} = 2\text{時間}$かかる。16時40分出発して2時間後なので18時40分が帰庫時刻とな</p>

る。

ウ 荷積み、荷下ろしは運転の中断と考える。4時間につき1回につき10分以上合計30分以上の運転の中断が必要である。

A営業所からB地点まで $30\text{km} \div 30\text{km/h} = 1$ 時間の運転 → B地点で20分の運転中断

→ B地点からC点まで $160\text{km} \div 40\text{km/h} = 4$ 時間の運転

の部分が5時間の運転に対し20分しか運転の中断がとれていないため、連続運転時間が改善基準に違反している。

行政法規研究会